

基 発 1228 第 2 号  
平成 22 年 12 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する告示の適用について

「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件」（平成 22 年厚生労働省告示第 431 号）が平成 22 年 12 月 28 日に公示され、改正後の「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。）が平成 23 年 1 月 1 日から適用されることとなった。

については、これに係る労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 95 条の 6 の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）について、関係者への周知徹底を図るとともに、下記事項に十分留意し、その運用に遺漏のないようにされたい。

#### 記

##### 1 有害物ばく露作業報告の対象となる物（告示第 1 条関係）

別紙の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。）（以下「対象物等」という。）のうち、123 の項から 136 の項までのものを有害物ばく露作業報告の対象とすること。

##### 2 報告の期間等（告示第 2 条関係）

事業者は、平成 23 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物（123 の項から 136 の項までのものに限る）の量（当該対象物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される当該対象物の量を含む。）が 500 キログラム以上になったときは、平成 24 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までに、所轄労働基準監督署長に有害物ばく露作業報告を行わなければならないこと。

(別紙)

コード	物	含有量 (重量パーセント)
1 2 3	アジピン酸	1 パーセント未満
1 2 4	アセトニトリル	1 パーセント未満
1 2 5	アニリン	0. 1 パーセント未満
1 2 6	三ー (アルファーアセトニルベンジル) ー四ーヒドロキシクマリン (別名ワル ファリン)	0. 1 パーセント未満
1 2 7	イプシロンーカプロラクタム	1 パーセント未満
1 2 8	Nーエチルモルホリン	0. 1 パーセント未満
1 2 9	塩化アリル	0. 1 パーセント未満
1 3 0	オルトーフェニレンジアミン	0. 1 パーセント未満
1 3 1	ジエチレントリアミン	0. 1 パーセント未満
1 3 2	ー・二ージクロロプロパン	0. 1 パーセント未満
1 3 3	ジボラン	1 パーセント未満
1 3 4	水素化リチウム	0. 1 パーセント未満
1 3 5	ノルマルーブチルー二・三ーエポキシ プロピルエーテル	0. 1 パーセント未満
1 3 6	パラターシャリーブチルトルエン	0. 1 パーセント未満